

「津市犯罪のない安全・安心なまちづくり基本計画（平成25年度改定）」（案）
 に対する意見募集の結果について

意見等の概要と意見に対する考え方

No.	ページ	項目など	意見等の概要	意見に対する考え方
1	1 ページ	2 計画の位置づけと構成	条例と本計画の関係が何も記載されておらず、曖昧。本来なら、条例に「基本計画を定めなければならない」旨の規定があって、それが根拠となることが望ましい。しかし、第4条（本市の責務）に「本市は、基本理念にのっとり、安全で安心な地域社会を実現するために必要な諸施策を総合的に実施するものとする」との規定があるので、これを根拠として策定する計画である旨を、計画の中に明記すべき。	御意見をふまえ「②津市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例に基づき、津市総合計画の実現に向けた重要な取組のひとつとして、」と改めました。
2	15 ページなど	「犯罪を防止」「被害を防止」など	「犯罪」と「被害」を明確に区別すべく、どこか適当なところでそれらの定義を行うべきだと思います。	「1 計画の趣旨」において「犯罪を防止するための基本的施策を定めるとともに、将来にわたって、市民が犯罪に遭わないで暮らすことができるよう、」と記載していることから、記述のとおりとします。
3	1 ページ	計画の趣旨、計画の位置づけと構成	「第1 計画の前提条件／1 計画の趣旨」「同／2 計画の位置づけと構成／(1)	1 ページの(1)位置づけ②で「防犯対策の推進および消費者の保護を目的に」と

			位置づけ」において「消費者保護」がまったく謳われていない点が不整合です。	定義しています。
4	2 ページ	1 策定までの経緯	条例の施行と本計画の策定について記述していますが、両者がどのような関係にあるのかを明示すべきだと思います。	1 ページの(1)位置づけ②を「②津市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例に基づき、津市総合計画の実現に向けた重要な取組のひとつとして、」と改めました。
5	18 ページ	第4計画の推進体制	推進組織としての「津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会」、庁内推進組織としての「津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進会議」は、本計画2本立てのうち「犯罪(防犯)」だけを対象としており、「消費者保護」の推進体制が完全に欠落しているように思われます。	「本計画によるまちづくりを推進するため」と記載しており、「犯罪(防犯)」と「消費者保護」の両方を対象としています。
6	3 ページ 12 ページ	(2) 消費者保護 2 消費者保護	「消費者基本計画」によれば、「消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援」として幅広い内容が挙げられています。本計画も、同様の範囲を対象とする消費者政策に関する計画と位置づけるのであれば、「消費者保護」というタイトルは狭くて、必ずしも適当ではないと思われます。	1 ページの(1)位置づけ②で「防犯対策の推進および消費者の保護を目的に」と定義しています。

7	4 ページ	(2) 消費者保護	p. 4 の結論部分は基本法の「(5) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理／紛争処理の促進」だけに言及しているようです。同様のことが、「第3 対策／2 消費者保護」についても言え、やはり前述の(5)だけに対応する内容となっています。本計画で、消費者政策全般の中から「消費者保護」に係る部分だけを抽出して対象とするのであれば、その旨を p. 3 かどこかで明確に宣言することが必要ではないでしょうか。	1 ページの(1)位置づけ②で「防犯対策の推進および消費者の保護を目的に」と定義しています。
8	1 ページ	1 計画の趣旨	「2 基本方針」の前に「基本理念」を設けるべきだと思います。また、「基本方針」と「対策」とが体系を構成していません。通常は、「基本理念」「基本目標」「施策の方向」「取り組み項目」といった体系を構成しているものだと思います。	本計画は「津市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例」の理念に基づき、具体的な計画を定めるものです。 目標については5 ページの「2 基本方針」に記載しています。
9	5, 8, 10 ページ		本計画の名称と同様、「安全で安心なまちづくり」には必ず頭に「犯罪のない」をつけることとして下さ	御意見をふまえ、必要とされる部分に「犯罪のない」を加えます。

			い。なぜならば、「安全で安心なまちづくり」には、交通安全や災害安全性も含まれてしまうからです。P.6も同様です。	
10	6 ページ	第3対策	「第3対策」では、「役割」が縷々書かれていますが、そもそも役割については「推進体制」において記述すべきものです。構成を組み直すべきだと思います。	5ページの「2基本方針」で、「市、市民、地域活動団体、事業者の役割分担のもと協働して」と記載しているように、それぞれの役割を記述する構成です。
11	6 ページ	第3対策	市民、地域活動団体、事業者について、「(～することが) 必要です、求められます、期待されます」と書いていますが、実効性や意味があるとは思えません。ここで書かれていることはどのように実現あるいは推進するのでしょうか(それがどこにも書かれていません)。	条例第5条から第7条までに定められた、市民、地域活動団体、事業者、それぞれの行動指針を、この計画でより役割を明確にするものであり、記述どおりとします。
12	6 ページ	第3対策	「市の役割」については、項目ごとに担当部局を明記してはどうでしょうか。	今後の検討課題とさせていただきます。
13	6 ページ	第3対策	対策編のうち、少なくとも「市の役割」については、数値目標(及び現況値)を記載すべきだと思います。	アンケート調査により市民の満足度で計画の達成状況を検証していきたいと思えます。

			期間を設定した行政計画ですから、数値目標を設定し、その達成状況や効果を検証・評価できるようにすることは当然のことです。	
14	6 ページ	第3対策	下から11行目、「犯罪の起こりにくいまちづくり」では意味が曖昧になります。前行の「住宅、道路、公園、駐車場等」の施設の整備・管理について述べているものと思われるので、「犯罪の起こりにくい施設の整備・管理」とすべきではないでしょうか。	個人の住宅や事業所も含めた地域全体の防犯環境を指しており、記述どおりとします。
15	6 ページ	第3対策	「犯罪は薄暗い道路等で起こりやすい」と書いていますが、一般的に犯罪が起こりやすいのは「薄暗い道路等」だけとは限りません。従って、ここでは「薄暗い道路等では犯罪が起こりやすい」といった表現に修正すべきではないでしょうか。	記述どおりとします。
16	7 ページ	(2) 市民の役割	「①意識の向上」において、「いく必要があります」、「～が求められます」、「～が大切です」という記述は、必要性等の認識を述	条例第5条から第7条までに定められた、市民、地域活動団体、事業者、それぞれの行動指針を、この計画でより役割を明確にするも

			<p>べてはいますが、対策に当たるものは何も記述されていません。どうすれば市民がこれらの役割を果たしてくれるようになるか、そのための対策を述べなければならないのではないのでしょうか。同様のことが「(3) 地域活動団体の役割」、「(4) 事業者の役割」においても、同様に「望まれます」「大切です」「求められます」「期待されます」「必要です」といった表現が使われています。</p>	<p>のであり、記述どおりとします。</p>
17	9 ページ	②環境の整備	<p>対策が述べられていないのに「このことから～が可能となります。」と記述することはいかがなものかと思います。</p>	<p>「このことから地域の子どもが中心となり地域住民とともに地域防犯マップを作成して、そのマップをもとに危険箇所の改善策を検討するなどの取り組みが望まれます」とします。</p>

18	20 ページ	条例第 8 条	<p>「津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会」は、条例によれば「調査審議」する役割・権限しか与えられていないようですが、この委員会が本計画（の対策）の推進・実現を直接的に担うものではないのであれば、本計画（の対策）の推進・実現を担う組織・体制を確立する必要がありますし、その具体的内容をこの「第 4 計画の推進体制」に記述する必要があります。</p>	<p>推進委員会には「調査審議」する役割しか明記されていませんが、市、市民、地域活動団体、事業者、それに警察等の関係機関が推進委員会を組織し、推進委員会で審議した内容をそれぞれの立場で推進していきます。</p>
19	18 ページ	第 4 計画の推進体制	<p>本文冒頭の「本計画によるまちづくりを推進するため」の「まちづくり」はあまりに漠然としているので「本計画に位置づけられた対策を確実に、かつ効率よく推進するため」と記述すべきだと思います。</p>	<p>条例第 8 条に推進委員会設置の目的として「安全・安心なまちづくりの推進を図るため」と記載されており、記述どおりとします。</p>

20	18 ページ	第4計画の推進体制	庁内推進組織についても、「本計画によるまちづくりに関する施策を実施するため」ではなく、「本計画で規定する市の役割を確実に果たすため、また、市民、地域活動団体、事業者がその役割を果たすよう、必要な支援・誘導等を行うため」と記述すべきだと思います。	庁内推進組織は、本計画によるまちづくりに関する施策を実施するため、庁内連携を図る目的で設置しています。
21	18 ページ	第4計画の推進体制	最後の行の「各施策等の円滑な推進を図ります」は、冒頭部分と重複するので削除すべきだと思います。	記述どおりとします。
22	18 ページ	第4計画の推進体制	関係部局で組織する会議だけでなく、市長、副市長がトップの推進本部の設置が必要なのではないのでしょうか。	推進会議は、政策調整会議により関係部局が横断的に連携し、各施策の円滑な推進を図るための組織とされていることから、記述どおりとします。
23	18 ページ	第4計画の推進体制	計画の進捗状況も把握、成果の検証・評価などの進捗管理を行う旨を明記すべきではないのでしょうか。	条例第8条第2項(2)に、委員会は安全・安心なまちづくりの推進に関する事項を調査審議すると記載されていることから、記述どおりとします。
24	資料編1ページ	(1) 犯罪の状況	犯罪は「平成20年以降、発生件数は減少傾向となっており」と書いています	平成20年から24年までの5年間において、概ね発生件数が減少している

			が、データを見ると必ずしもそうとは言えないと思います。	ことから、記述どおりとします。
24	資料編 3 ページ	(1) 犯罪の状況	1 行目「平成 21 年度以降大幅に減少しており」も、明確にそのようには言えないと思います。	平成 20 年に比べ 24 年は発生件数が大きく減少していることから、記述どおりとします。
25	資料編 4 ページ	(1) 犯罪の状況	1 行目、「歯止めが効かない」という表現は、増加や減少などの傾向に対して用いるものであり、「振り込め詐欺等」に対して用いるのはおかしいと思います。	御意見のように「振り込め詐欺等の増加に歯止めが効かない」に改めます。